

一般廃棄物収集運搬及び処理業務委託仕様書

埼玉県済生会鴻巣病院

本仕様書は、社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部埼玉県済生会鴻巣病院（以下「甲」という。）から排出される一般廃棄物収集運搬及び処理業務の仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき、誠実に業務を履行するものとする。

第1条 委託業務の名称

埼玉県済生会鴻巣病院 一般廃棄物収集運搬及び処理業務委託

第2条 履行場所

〒365-0073 埼玉県鴻巣市八幡田 849 埼玉県済生会鴻巣病院

第3条 履行期間

令和8年4月1日より令和10年3月31日までとする。（2年）

第4条 業務内容

乙は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等に従い、一般廃棄物の収集運搬及び処理を適正に行うものとする。また、一般廃棄物の収集運搬及び処理にあたっては、一般廃棄物が飛散及び流出しないようにする。

第5条 廃棄物の種類及び回収日数

可燃ゴミ 週6日

不燃ゴミ 週1日

ペットボトル 週1日

段ボール 週1日

第6条 廃棄物の年間予定排出量

可燃ゴミ	39,600 kg
不燃ゴミ	8,640 kg
ペットボトル	4,560 kg
段ボール	4,200 kg

※上記のデータは直近1年間の実績に基づき算出したため変動する可能性がある。

第7条 再委託の禁止

乙は、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならない。

第8条 損害

本契約に基づく業務実施にあたり、物件に生じた損害または第三者に及ぼした損害は乙の負担とする。ただし、乙の責任外のものはこの限りではない。

第9条 委託料の支払い

乙は委託料の支払いについて、1ヶ月分を該当月末締めで、甲に請求書を提出するものとする。

第10条 契約の解除

甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な事由なしに委託業務を行わないとき
- (2) 第7条の規定に違反したとき
- (3) その他乙が本契約の目的を達成する見込みのないとき

第11条 協議事項

本契約に定めていない事項については必要に応じ、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

以上